

今年度は、オンライン大会に伴い、ポスター賞の選出は大会に参加した評議員によるメールでの投票制で行うことになりました。

日本防菌防黴学会・ポスター賞要領 受賞候補者選考委員会

○今年度は、ポスター賞の選出は大会に参加した評議員によるメールでの投票制で行います。

○プログラムにアンダーラインの入っている発表者が、ポスター賞受賞候補対象者です。

○ポスター賞にふさわしいと思われる発表があれば、下記の選考基準等を参考にして、投票用紙に演題番号等を記載し、事務局宛てにメールでお送りください。

投票は、各セクションごとに1件、2つのセクションで合計2件まで可能で、1件でも有効です。なお、必ずしも各セクションから1名が選出されるわけではありませんのでご了解下さい。

<ポスター賞選考基準>

研究内容を参加者にわかりやすく伝えられているかを、以下の点に留意して選考する。

- ①発表内容を表すタイトルであるか
- ②発表内容を表す要旨であるか
- ③参加者にわかりやすく表現できているか（文字・図表は遠くからでもわかるか、情報量は適当か、ある程度説明がなくても読み取れるか）
- ④内容に新規性・独創性があるか
- ⑤防菌防黴分野において将来性豊かな、優れた研究であるか
- ⑥データは充分であるか、信頼性があるか、解析方法は妥当であるか
- ⑦議論・結論は妥当であるか

○ポスター賞は、学生あるいは発表当日において36歳未満の若手を対象にしています。ポスターの発表者が対象者です。

○評議員は、発表が本人若しくは連名者である場合には、自分の演題には投票できません。

受賞候補者選考委員会(以下選考委員会)が確認できるよう投票用紙の所定欄に、必ず、所属、氏名をご記入ください。所属、氏名の無い場合、投票は無効となります。

<ポスター賞規定>

第1条 年次大会の発展を期して、本学会にポスター賞を設ける。

第2条 ポスター賞は、年次大会の該当するポスターの中から、評議員の投票によって、得票数の上位数件に授与する。但し、投票数が著しく少ないと選考委員会が判断した場合は、同委員会が調整を行う。

第3条 ポスター賞の選考基準は、別途定める。

第4条 ポスター賞は、選考委員会の所轄とする。

第5条 ポスター賞受賞者の発表は、臨時理事会の承認を得たのち、賞状及び副賞を授与する。また、学会誌及びホームページに掲載する。

付則1. 本規定は、2012年5月30日より施行する。

付則2. 本規定は、2015年5月19日より施行する。

日本防菌防黴学会評議員会・ポスター賞投票用紙

この投票用紙は、最終日の9月9日（木）～9月16日（木）までに、学会事務局（boukin@nifty.com）にメールでお送りください。

投票は、1つのセクションごとに1件、2つのセクションで合計2件まで可能で、1件でも有効です。

発表者本人及び発表の連名者は、自身の演題には投票できません。また、氏名の無い投票用紙は無効となりますのでご注意ください。そのほか、要旨集のポスター賞投票要領を参考にして下さい。

受賞候補者選考委員会

9月8日（水）	演題番号（1P-AA01～1P-AA43） 上記のうち、ポスター対象者の演題から1題 ○演題番号記入欄→ _____
9月9日（木）	演題番号（2P-AA01～2P-AB98） 上記のうち、ポスター対象者の演題から1題 ○演題番号記入欄→ _____

投票者 所属

評議員 氏名